

平成29年5月10日

於・1002会議室（10階）

第1042回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 伝搬障害防止区域の指定状況等について	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について （諮問第6号）	8
5. 閉 会	25

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局関係）

○伝搬障害防止区域の指定状況等について

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。なお、5月からクールビズということで、私ども、先に上着を取らせていただいておりますので、どうぞ皆様も適宜取っていただいて、軽装でお願いできればと思います。

それでは、報告事項「伝搬障害防止区域の指定状況等について」につきまして、長嶺基幹通信室長から、ご説明をお願いいたします。

○長嶺基幹通信室長 基幹通信室の長嶺でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料に基づきまして、要点を説明させていただきます。これは毎年度、年度のデータがまとまった5月または6月に報告させていただいております。

それでは、説明に入ります。始めに、制度の概要と指定区域数の動向について、2点ほど説明いたします。5ページ目の伝搬障害防止制度の概要のところを開いて下さいますでしょうか。

制度の目的としましては、「重要無線通信の確保」と「財産権の行使」との調

整を図ることとして、財産権の行使とは具体的には土地利用ということですが、
れども、その両者の調整を図ることによって、高層建築物が建築されることに
伴って、重要無線通信の突然の遮断を回避するというのが目的でございます。

制度の概要は下のほうに書いてございまして、まず、総務大臣が伝搬障害防
止区域を指定いたします。具体的には、下の絵に書いてございまして、両
側50メートルずつで、幅100メートルほどの区域を指定いたします。その
区域の指定後に、高層建築物を建築しようとする主体が総務大臣に届け出をす
ることが義務になってございます。その義務の対象は、建築物の高さが31メ
ートル以上のものと限定されております。

その後、総務大臣が伝搬障害の有無を判別しまして、障害のおそれがある場
合とない場合に分けて、障害のおそれがあるとされた場合には、免許人と
建築主へその旨を通知することになってございます。

その後、障害のおそれの原因となっている部分の工事を最大2年間制限する
ことが、制度上、可能になってございます。その2年間の間に、免許人と建築
主が必要な対策を具体的に実施することになっております。最近の例としては、
伝搬経路を変更するケースが多い状況でございます。もしくは、中継点を置いて
経路を変更する、または光ファイバーを敷設して有線化を図ることが対
策としてよく講じられている例でございます。それから、そのようなルート
の変更が無理な場合には、建築計画の変更などを行うという例がございます。

以上が大きな対策の内容でございます。

もし、それでも協議が調わない場合に、免許人または建築主から申し出があ
ったときには、総務大臣があっせんするというのも制度上担保されてござい
まして、これまでに1件だけあっせんした例がございます。

以上が伝搬障害防止区域制度の概要でございます。

次に、最近の動向としまして、2ページ目に、近5年間の総数の推移を示し

てございます。ご覧になりますと、近5年では減少傾向ということが見てとれると思います。この理由としましては、電気通信事業者が増加する携帯電話の通信量に対応するために基地局の増設を行っておりまして、そうするとマイクロ回線では容量が不足するので、有線化を積極的に行っていることがあげられます。それを裏づけるように、グラフの中で黄色にありますとおり、電気通信業務が大きなウエートを占めていて、その区域数は減ってきているということがお分かりになると思います。

3ページ目に移りますと、27年度と28年度の区域数の比較をしてございます。28年度だけを見てもみますと、新規指定が308区域ありました。そして、解除が443区域ありました。その結果として、135区域の減少となっております。この減少した数は27年度とそう大きなものとはなっていないと理解しておりますが、28年度と27年度を比べたときに、新規指定と解除が増えてございます。新規指定が120区域、解除区域が105区域とそれぞれ増加しておりまして、調べましたところ、大きく3点ほど、増減の理由を把握してございます。同じページの右側にその背景を記載しております。

まず、「人命・財産の保護、治安維持」の区域が92件増えております。自治体の防災行政無線のデジタル化が進んでおりまして、これに伴って新規指定が増えてございます。例えば、28年度にある自治体が防災行政無線のデジタル化に取り組んでおりまして、その結果として、82件ほど申請がありまして、それが影響しているものと考えております。

2つ目の理由としましては、「電気供給業務」が94区域増えております。28年4月から電力の小売化が始まっておりまして、それに伴いまして電力会社が会社組織を変更しており、その結果、新規指定でありますとか、解除が増えているような状況になってございます。

3つ目の理由として、「電気通信業務」の新規指定が27年度に比べて64区

域減っておりますけれども、大手の電気通信事業者に聞きましたところ、新たな設備の導入に向けて検討中ということでした。要は、現在、より大容量の通信設備をメーカーと開発中ということにして、それが導入可能となった段階で、なるべくその施設を導入していく意向があるということで、積極的な新規開設は見合わせているような状況でございます。

これらの3つの要因によりまして、27年度、28年度の比較を概ね整理できるかと考えてございます。

最後に参考ですけれども、4ページ目に、高層建築物等の届出件数の推移を記載してございます。伝搬障害防止区域内で、高さ31メートル以上の建築物を建築しようとするときの届け出の件数の近5年間の推移でございます。届け出件数自体はおおむね減ってきておりまして、28年度は580件となっております、27年度と比べると、約25%程度の減となっております。ちなみに、28年度580件のうち、障害のおそれがあると判定された件数は3件という状況になってございます。

雑駁ですが、以上です。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。林先生、お願いします。

○林委員 ご説明どうもありがとうございます。15年ほど前、伝搬障害防止区域制度の概要については、ご説明を頂戴したことがあって、そのときに言われていた課題として、電波伝搬路の確保に関するというのがあります。例えば、都心のように、100メートルを超えるような高層ビルが林立している地域があります。そのようなエリアでは、一番高い建築物の屋上に共同中継アンテナを設置して、そこに電波の抜け道をつくって電波を流していけば、電波伝搬路の確保として効率的なんじゃないかという意見があったかと承知しております。ただ、現実には、共同中継アンテナ設置に伴う費用負担の問題をどうするかで

あるとか、同一場所に設置することによるセキュリティーの問題であるとか、あるいは、潜在的な無線局免許人を含めた免許人側の合意形成や建築主側の協力をどのような手続や方法で実現するのかといった検討が必要ではないかということで、いろいろな解決すべき課題が残されているというので、当時としては中長期的な課題として残されているといった理解でした。当時から10数年たった現状においても、そのような電波伝搬路の確保に関するニーズやそれに伴う課題・問題は、依然として存在するのでしょうか。

○長嶺基幹通信室長 問題があるとは思っていませんけれども、建築主と免許人との調整の結果、中継点を置くようになると理解しており、あくまで結果論として捉えております。

○林委員 私が今述べた事例は、現状では、あまりないということですか。

○長嶺基幹通信室長 問題視するような状況ではないかと認識しております。

○林委員 そうなのであれば、安堵しました。ありがとうございました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○松崎委員 28年度で解決済みが1件ありますね。この1件というのは、迂回するか、廃止するかで解決したということなんでしょうか。

○長嶺基幹通信室長 28年度の解決案件は、伝搬路の廃止によって解決しております。

○松崎委員 廃止。

○長嶺基幹通信室長 はい、その通りです。ただ、おっしゃいますとおり、近年の解決した案件の内容を見ますと、中継点を設けるとか、光ファイバー等による有線化によって解決した例が7割程度を占めるという結果になってございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○松崎委員 はい、ありがとうございます。

○吉田会長 では、私からも2点ほど教えていただきたいんですけど、1点目は、今ご説明がなされなかった箇所なんですけど、6ページを見てみますと、項目2の伝搬障害防止区域の指定のところに、890MHz以上の周波数の電波を対象とすると記載されています。何となく想像はつくんですけども、890MHzというのは、いつごろ、どういう根拠で決まったのかご教示願えないでしょうか。

○長嶺基幹通信室長 先日、手元にある資料で調べましたところ、昭和25年に電波法が制定されていまして、その後に伝障制度が昭和39年から制度化されております。十二分に確認したわけではありませんが、その当時の固定系無線の保護対象となる下限値を設定したようでして、当時の技術水準などを踏まえて、どうもこういう数字になっていたのではないかと推察されます。もちろん、おっしゃいますとおり、最近だとこのような数字の設定にはなり難いと思いますけれども、実態上は大きな問題はない状況ですので、この数字が残っていると認識しています。

○吉田会長 ありがとうございます。

2点目は、3ページで、先ほどご説明いただいた主な増減の背景、平成27年と28年度の比較のところなんですけれども、最初の項目で、自治体の防災行政無線のデジタル化に伴って新規開設が増えたのご説明いただいたんですけども、自治体の防災行政無線というのは、以前からアナログのものがあつたはずなので、回線の数自体は変わっていないと思うんですけども、デジタル化に伴って周波数が変わって、今回、統計量にあらわれてきたということなんですか。

○長嶺基幹通信室長 移動系のうちアナログの150MHz帯の使用期限が平成28年5月になっていまして、それを受けてデジタルの260MHz帯への移行が行われ、併せて基地局の設置場所も見直されています。結果的に固定系

無線の回線経路も見直したということを自治体から聞いてございます。その際、固定系無線回線を新規開設していったという状況でございます。

○吉田会長 アナログのときは150MHzとか、この対象にならない周波数だったんですけど、デジタル化に伴って関連する固定系無線回線が対象となる高い周波数に新規開設され統計データに表れたと。

○長嶺基幹通信室長 そのように理解しています。例えば、消防無線システムの固定系無線もあわせて変えていったというような状況です。

○吉田会長 今回、この統計の対象になったということですね。

○長嶺基幹通信室長 はい、その通りです。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。櫻田委員はよろしいでしょうか。

○櫻田委員 はい、結構です。

○吉田会長 それでは、ほかはよろしいでしょうか。

では、ご質問等ないようですので、本報告事項につきましては終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

○長嶺基幹通信室長 どうもありがとうございました。

○吉田会長 では、以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員の皆様は退出をお願いいたします。どうもありがとうございます。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、次の情報流通行政局職員入室まで、しばらくお待ちください。

(情報流通行政局職員呼込・入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

(諮問第6号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたしますが、櫻田委員、もう一度、確認させていただきます。聞こえておりますでしょうか、ご返答をお願いいたします。

○櫻田委員 先生の声、よく聞こえます。

○吉田会長 ありがとうございます。 それでは、審議を再開いたします。

諮問第6号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について」につきまして、久恒放送技術課長から、ご説明をお願いいたします。

○久恒放送技術課長 お世話になっております。告示案の改正について、ご説明いたします。

1. 概要、基幹放送用周波数使用計画はとございますけれど、電波法に規定がございますして、基幹放送局が、例えば地デジのためですけれども、使用することができるように周波数の範囲内であるということですから、例えば地上デジタル放送の場合ですと、470MHzから710MHzの範囲内で、放送普及計画に定める放送地域ごとの放送系の数の目標を達成できるようにということで、例えば関東広域、東京のみならず、埼玉とか神奈川にもスカイツリーからの電波が届くようになってございます。関東広域においては、NHKで2、放送大学1、民放では5というような目標を決めまして放送を普及しようという計画がございますけれども、その目標を達成できるようにということで、今度は周波数の関係ですけれども、混信を防止し、さらに周波数を効率的に利用するためにということで、周波数の使用計画、これを告示レベルでございまして、定めています。今回、諮問させていただく件は、その使用計画でござい

ますけれども、3点ほど変更をお願いしたいと考えております。

(1) 中波放送云々と書いてございますが、これはAM放送の補完でFM放送を行ってございますけれども、いわゆるFM補完局に当たりまして、その周波数の変更というのが1つ目。

2つ目は、地上デジタル放送の周波数の計画の変更。

3つ目は、FM放送では外国語放送という制度がありまして、東京、名古屋、大阪、福岡の4地区で、外国語による放送がFMで行われていますけれども、その周波数の変更を行おうとしてございます。

それぞれの変更の理由が2でございます。まず、いわゆるFM補完局の関係でございますけれども、沖縄では、現在、AM社が2社ございますので、そのための周波数として、FMでの周波数として2波が計画されておりますが、そのうちの1波につきましては、外国の放送による混信のおそれがあることが判明いたしましたので、そのおそれがない周波数への変更を行うというのが1つ目の変更点でございます。

2つ目は、昨年、熊本で大きな地震が発生いたしました。その関連で、阿蘇の外輪山の中にあります南阿蘇中継局が被災しまして、放送ができないような状況になりました。現在は仮設設備で放送を行っていますが、そろそろ、仮設ではなくて恒久の設備に変えるようにということで、今、準備を進めようとしております。ただ、昔ありました南阿蘇中継局よりも高度が300メートルぐらい低い場所に中継局が確保されようとしており、電波を増力して、エリアを確保しようという計画を立ててございます関係で、増力をするということで周波数の計画を変更しようというのが(2)でございます。

(3) でございますけれども、先ほど、4地域で外国語放送を行っているとお申し上げました。そのうち東京ではInterFMが外国語放送を行っていますが、東京タワーに設置していたアンテナの位置を高いところに変更いたしま

した関係で、周波数の変更を必要といたしました。およそ2年前でございますけれども、2つの周波数、I n t e r F Mはサイマルによってサービスを提供していましたが、昔の周波数については使用しなくなるということで、そのための削除を行いたいというのが変更の理由でございます。

それぞれ詳しくご説明いたしますと、3ページ目からでございますけれども、F M補完中継局とはということで、四角の括弧書きの中でございますが、A M放送で難聴解消、それから、災害時の放送を継続するという目的のために、V H F帯の低いほうの周波数帯、これまでテレビのアナログ放送がV H F帯で行われていましたけれども、その低い周波数、V - L o wの帯域のその中のさらに一部ということで、9 0 M H zから9 5 M H zの周波数を使用しましてF M放送局を行うということが制度化されたのが平成2 6年4月1日ということで、およそ3年前でございます。

以下、都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策、災害対策といった4つの分類でF M補完局の整備を進めているところでございます。

4ページ、4月20日現在でございますが、全国の開局状況、予備免許、補助金の交付が行われたところということで、色がついているところでは置局が済んだ、あるいは置局を進めようといったところでございます。F M放送によるA Mの補完放送局のための周波数としては4 7波が計画されており、現在のところ、3 5までが具体的な動きになっておりますので、残る1 2地区での使用がリザーブされた計画としてあるという状況になってございます。今日、変更の理由になります沖縄については、地図では白抜きになってございますけど、これから、置局に向けた動きが出てくるといったところでございます。

次のページをお願いいたします。基幹放送用周波数使用計画とは一体どういうものかということで、模式的に示したものでございますけれども、第1で総則がございまして、第2としまして中波放送でございましてA M放送の周波

数の使用計画、ここでは具体的な数字は割愛させていただいてございますけど、NHKさん、それから民放という順に規定がされています。第3として短波放送、ラジオNIKKKI等々の周波数の計画がこの中に記されています。第4として超短波放送の使用計画ということで、1でNHK、2で放送大学、3で民放、4でまた民放なんですけれども、3と4の違いは、3は純粹のFM局ですし、4はAM放送事業者が現在進めていますFM補完中継局の關係の周波数使用計画でございます。4の中も2つに分かれています、県域放送の使用計画につきまして、沖縄のところだけを抜粋していますが、沖縄には、現在、AM放送事業社さんが2社いらっしゃる關係で、FMの周波数も91.5と93.1という2つの周波数が計画されています。今般、91.5を92.1にさせていただきたいという諮問でございます。理由は、外国波による混信が91.5よりも92.1のほうが少ないことが判明いたしましたので、その關係で、ここに書かせていただいております。第6、第7は衛星の計画でございます。第5につきましては、右でございますけれども、地上デジタル放送の關係のプランがどのようになっているかというものでございます。1でNHK、NHKの中も広域、県域とございますけれども、県域放送として熊本県、親局、NHKの総合ですけれども、チャンネル番号としては28チャンネルで、出力は1キロワットで計画されてございます。右に中継局がありますけれども、0.01キロワット、それから、0.1キロワットの局が人吉市と水俣に設置されているという状況でございます。これはわりと大きな出力の送信所になりますので、きちんと計画を立てて整備を進めていこうとしたものでございました。今般、南阿蘇の中継局の主力を3ワットから10ワット、0.01キロワットに増力する關係で、ここにNHKの総合、それから、下にまいりますけど、NHKの教育、3番目になりますけれども、民放4社につきましても、同じように10ワットの中継局を整備いただけるようにという計画の変更でございます。

6 ページ、沖縄の周波数、FM補完局の関係で周波数を変更するとどうなるかを模式したものがございますけれども、那覇に中継局を置きましてカバーすると、大体、0.25ミリボルト/メートル、このあたりが放送区域になります。これより北のところは、もちろん、人が住んでいるところもありますが、わりと自然保護区のような地域になりまして、沖縄では、親局で主要なところはそこそこカバーできるような計画を立ててございます。

これまでがFM補完局の関係でございました。

7 ページをお願いいたします。地デジの周波数の変更計画でございます。熊本県でございますけれども、右側に南阿蘇中継局の変更のイメージがございまして。図の真ん中、①として南阿蘇中継局が3ワット、標高900メートルの夜峰山という中継所、山のとっぺんにございました。ちょうど、ここが被災したということですが、この中継局でカバーしていたのは、黒い線で囲まれている地域でございます。現在の仮設は南阿蘇中継局から南西の位置にあります観音桜という展望所でございますけれども、ここで3ワットの出力で出ますと、赤く囲んだエリアぐらいのカバーしかできないということでございます。今回、青いところをカバーしたいということで、出力を3ワットから10ワットに増力したいと考えてございます。南阿蘇は外輪山に囲まれた地域で、右下に断面図と書いてございますけれども、3ワットから10ワットに変更いたしても電波が外に漏れることはないということで、混信のおそれはないと考えているものでございます。

以上が地上デジタル放送の関係の変更のご説明です。

あと、外国語放送の変更の件ですけれども、10ページをお願いいたします。新旧対照表になりますけれども、東京都でInterFMが外国語放送を行っていますが、現在の使用計画ですと、右側の欄で、76.1MHzと89.7MHzで10キロワットの設備を整備してもよろしいという計画になってござい

ましたけれども、76.1につきましては、既に移行していただいて、今、使用されていない状況ですので、この計画を改めて、周波数は1本だけということで、89.7MHzで10キロワットという計画に変更したいという内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○石黒代理 1つ質問なんですけれど、4ページのFM方式によるAMラジオの補完中継局の日本地図の中で、白塗りのところは、まだ整備されていない地域なんでしょうか。

○久恒放送技術課長 はい。

○石黒代理 それは何か理由がありますでしょうか。

○久恒放送技術課長 順番といいますか、例えば左上のほうでございますけれども、富山、愛媛は平成26年11月26日ということで、トップを切って整備していただきました。あるいは民放事業者さんの大変な熱意がございまして、すぐにでもといって、東京では12番、13番あたりに、文化放送、TBSラジオ、ニッポン放送という感じで整備がどんどん進められます。こういう流れですので、ぜひ、山形とか、山梨とか、岡山とか、同様に整備を進めていただくと、地域住民の方も、きれいな音でAMラジオが聞けるんじゃないか、FM放送で聞けると思いますが、経営のお話もございまして、財布を勘定しながら、いつ、どう進めていくかということを検討されていると理解しています。

○石黒代理 そうですね。これは民放の側に主導権というか、申請する、あるいは任せているので、たまたま、四国がすごい少ない——四国というか、その周辺に固まっているように見えたので、何か理由があるのかなと思ったんです

けれど、特にそういうわけではなく、単にまだ準備されていないというだけで
よろしいんですね。

○久恒放送技術課長 そうなんです。

○石黒代理 わかりました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○松崎委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。

○松崎委員 栃木と長野と補助金の交付の決定というのがありますね。この交
付の時間、申請してから決定まで結構時間がかかるのでしょうか。

○久恒放送技術課長 総務省が一度に予算を十分に確保できればいいんですが、
毎年の計画の中で予算を確保いたしますので、予算のある範囲内で、では、や
ってみましょうというような調整が行われていることも事実でございます。

○松崎委員 例えば、山梨とか四国のあたりで、申請しても長く待つようだから
申請しないというような負のモチベーションが。

○久恒放送技術課長 いや、さすがにそこまではなく……。

○松崎委員 ということはない。

○久恒放送技術課長 民放さんの経営の観点でございますので、特に四国、徳
島のほうですと、3連動の地震のところがありますし、自治体からも、河川の
横にあるAM放送局が、仮に災害に遭ったときにAM放送が聞こえなくなると
いうことで心配される向きもありますので、そういう要望を受けながら、しか
し、経営もありますので、見合いながらのご相談ということで調整が進められ
てございます。

○松崎委員 金額は一定なんですか。

○久恒放送技術課長 例えば、先ほど、東京では12、13、14というのが
ございましたけれども、災害であれば、3分の1を国庫の補助ということでサ

ポートさせていただいてございます。

○松崎委員 川の近くで災害の可能性があるというところは交付金を多目に交付してもらえるから、では、申請しましょうという動きにはなりやすいと考えていいんですか。

○久恒放送技術課長 はい、そのような制度設計になっています。

○松崎委員 ありがとうございます。

○吉田大臣官房審議官 補足でございますが、一般的に、本件に限りませず、補助金額に関しましては、例えば、予算要求の際に非常に多額を要求して、実際に使っていただければ、それは無駄になりますし、ニーズが非常に高いのに、少ししか予算がつかないというのも、また、逆の問題がありますので、事業者さんの言われる設備の意向や計画などについてのヒアリングなども行ったりしながら、実際には、翌年度の予算要求を行っていくようなことをいたします。もちろん、常に要求したとおりに予算をちょうだいできるとは限らないんですけれども、ある程度確保したものについては、一定程度、裏打ちとなる事業者さんの計画というのはございますので、冒頭に委員からご質問があったように、長くかかるからというよりは、むしろ、事業者さんのあたりを見るといいですか、そういう計画を我々もある程度把握しながら予算の確保に努めているのが実態でございます。

○松崎委員 ありがとうございます。

○林委員 いま会長代理がおっしゃった四国のいくつかが白になっているという点は私もちょっと気になっておりまして、高知や徳島といった地域は、南海トラフ地震とか、東南海地震といった、津波等で大きな災害の危険があると想定されているような地域でもございます、そういう意味でも、補完中継局の役割は大きいのではないかという気がしております。先ほどのご説明ですと、事業者ヒアリングをして、しっかり審査していただくということなのですけれど

も、官のほうで、もっと申請しやすいように、あるいは積極的に申請するように何かハッパをかけると言ったら変ですけども、そういう動機づけが必要ではないか。事業者の申請をただ待つというだけではなくて、そういう地震津波想定被害地域に対して、総務省と事業者とがうまく協働するような仕組みというのが必要ではないでしょうか。早晩、白塗りがなくなるというのであれば今述べたことは杞憂なのかもしれませんけれども、しかし災害はいつ起こるかわからない喫緊の問題でもありますので、少し懸念するところでございます。

○吉田大臣官房審議官 その点につきましては、例えば、本件に限らず、より一般的な形になるんですけども、私ども、地方に総合通信局という支分部局がございまして、常々、総合通信機局で、その地域の放送とか放送事業者の皆さんを入れるような形での意見交換やコミュニケーションを図っております。例えば、これでありまして、本件にかかわるような新しい補助制度、これは一番継続しておるものでございますけれども、設けた際には、そういう趣旨の説明やら、あるいは、防災対策などをより広くということでも常々コミュニケーションをしておりますので、今、委員ご指摘の点については、コミュニケーションを図りながら、まさにそういう働きかけということは、常々しておるところでございます。ただ、最終的には、事業者さんの経営上のご判断というのがありますので、そういう中で、我々としても、できるだけ、まさに今ご指摘のように、せっかくの制度がございまして、速やかに活用していただければいいなとは思っておりますし、そういう意思を持って、日常的に支分部局等を通じて、地域への働きかけを行っているところでございます。

○林委員 経営の厳しい会社ほど、そういう対策というのは、なかなか手が付けられず、結果的に後手に回るおそれもありますので、そこはぜひ総務省のほうで事業者との密なコミュニケーションを図っていただいて、今もそういった連携はすでにやっただいていてということ非常に安心いたしましたけれ

ども、引き続き、どうかよろしく願いいたします。

○松崎委員 リスクに比例して補助金額を増額するという仕組みはないんですか。今3割ですけれども、リスクが9割ぐらい高まっているから5割増すとか。そうすると、参加しようという事業者さんもいるかもしれません。

○吉田大臣官房審議官 補助制度のいわゆる補助割合をどうするのかということ、いろいろ難しい問題がございます、そのあたりについては、我々も問題意識を持って、常々、政府内で財政当局といろいろな議論をしながら、毎年の予算を確保しているところでございますが、補助というのは、あくまでも主体である事業者が主体的にやっていただくのをサポートするという立場ですので、非常に高い率でということは、現実的にはなかなか難しいというのがございます。例えば、4分の1、3分の1といったような補助制度が一般的には多うございますし、あるいは非常に過疎地ですとか辺地などでは2分の1といったような補助制度がございますけれども、それより高い、半分を超えるような補助制度というのは、かなり特殊な条件。それよりは、今さまざまな補助制度がございますけれども2分の1以下が一般的な形でございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○松崎委員 はい。

○林委員 当該設備の財産権は、あくまで中継局を有する民間会社にあるんですよね。

○吉田大臣官房審議官 そうです。

○林委員 だとしますと補助の国庫負担割合を半分以上までもっていくとなると、私有財産の補填を目的とする給付のような国庫負担行為となり、憲法の私有財産制を前提にすると、はたしてそこまで国庫で補助していいのかという素朴な疑問が出てくるかもしれない。

○松崎委員 財政は困難だけど、でも、社会的使命としてやらねばならぬとい

うところのせめぎ合いに事業者さんが呻吟しているのであれば、何かそこを超える手だてはないか。例えば、補助金という形じゃなくて、超低利の融資とか、超長期の融資とかをオプションでつけ加えるとか。

○吉田大臣官房審議官　ご指摘のように、我々、さまざまな一種の政策目標達成をするために、特に財政的な部分での手当てをする必要がある場合には、補助以外に、低利の融資ですとか、あるいは税制上の優遇措置といったようなものをいろいろ組み合わせながら、いろいろな取り組みを行うのが通例でございます。ただ、これも非常に一般的なものになりますけれども、例えば自治体ですとか第三セクターに対してもものを出すというのと、純民間企業に対して、いわば税金を原資とする補助をやっていくということについては、特に財政上のさまざまな感覚からいいますと、営利企業に対して補助をすることについては、財政当局の考えからすると、やや抑制的な方向になりがちということで、まさに今、松崎委員がご指摘のように、そこを乗り越えるためには、一定のかなり高い公益性ということは必要になってまいりまして、逆に言いますと、こういう事業者、これはほぼ全て民間企業でございますが、率はともかくとして、こういう補助制度が認められているということ自体が、これらの事業者が行う行為についての高い公益性が認められているので、こういう制度が認められているという整理にはなっております。

○松崎委員　何とかハードルを超えてもらいたい。淡路で大地震があったようなところですから、ちょっと怖いところですよ。

○石黒代理　これは民間の補完中継局の話をしていて、NHKはもともとAMもFMも持っているので、一応、この白塗りのところもカバーがないわけではないんですよ。

○久恒放送技術課長　NHKの場合は、現在、AM放送とFMのラジオを両方お持ちで。

○石黒代理 全県あるのですよね。

○久恒放送技術課長 しかも、AMは2波、語学と総合がありますので、FMラジオは1波だから、3波でございますよね。

○松崎委員 孤立のようにはならないのですね。

○久恒放送技術課長 そのために、今回のFM補完中継局の件では、現在、NHK用の周波数は確保ができていないんです。そのための周波数の幅というのが90から95、わずか5MHzなのでないんですけれども、でも、NHKの場合、今のところは……。

○石黒代理 確保されているので、いいのですね。

○久恒放送技術課長 ラジオは全国で聞けるように整備いただいておりますので、まず、何かあったときにはスイッチを入れていただけるような状況になったと理解しています。

○林委員 民間放送局と比較して、公共放送であるNHKには、受信料制度によって一定程度、組織自体に安定的な財産的基盤が担保されていることも理由に挙げられるかもしれません。

○石黒代理 そうですね。なるほど、補助は要らないのですね。

○松崎委員 ありがとうございます。

○吉田会長 では、私から、6枚目のスライドの沖縄の周波数の一部変更のところについてお尋ねさせていただきます。すなわち、沖縄にはAM放送局が2局あって、そのために2波用意されていたということで、その用意されている周波数が91.5と93.1MHzと伺ったんですけれども、用意されていたとおっしゃったのは、平成26年4月1日に、規定し制度化された時点で、既存のすべてのAM局を見据えた上で、事前にすべての周波数の割り当てが行われていたということなんでしょうか。

○久恒放送技術課長 全国で47波を90から95MHzの間でプランをつく

りまして、隣の県と混信がないようにということで準備を進めました。

○吉田会長 そういう意味では、先ほどご質問があった四国の、今空白のところも、周波数については全て割り当てはもう終わっていると理解してよろしいんですか。

○久恒放送技術課長 そのとおりです。

○吉田会長 あとは業者がいつ踏ん切るかということでしょうか。

○久恒放送技術課長 はい、そのとおりです。

○吉田会長 なるほど。それで、今回は、そのうちの91.5MHzについて外国波による混信が判明したということで92.1へ変更されるとの判断は妥当であると思います。ただ、それに関連しまして、先ほど、那覇市内にアンテナを設置したときに、カバーエリアは、6ページの右下の絵のブルーの線でしょうか、電界強度が0.25ミリボルト／メートルの線で囲まれた範囲となり、ほぼ妥当な範囲がカバーされているというご説明があったんですけど、拝見しますと、名護市とか、あるいは観光客がよく行く水族館のあたりが全然カバーされていないんですけれども、このあたりは、何かカバーしづらい理由があるんでしょうか。

○久恒放送技術課長 現在、沖縄でFM放送をやられている方の場合ですと、親局に加えて中継局がちょうどこの出っ張ったあたりのところに1つございます。それは中継局としては規模が大きくないので、周波数使用計画といったところには書き込んでいないプランのものでございまして、沖縄の場合は、FM局でカバーしようとしたときには、どうも2つは整備いただくことが適当ではないのかなとは見えています。ただ、今回は親局に相当するところの周波数でございますので、91.5と93.1という2波のみをAM事業者さんがFMを受けられるようにということで用意させていただきたいというものでございます。

○吉田会長 では、将来的には中継局等でカバーされる可能性が高いと。

○久恒放送技術課長 これは民放の財布の勘定を合わせながら、このあたりをカバーしていただけるとうれしいなと思っています。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに、ご質問等いかがでしょうか。

○櫻田委員 吉田会長、よろしいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○櫻田委員 よくわかりました、ありがとうございます。2つほどあるんですけど、重ならない観点でお話を聞かせていただきたいところが、災害時のラジオ放送、コンテンツが届くということの有用性については、全く異論のないところで、優先順位も高いわけなんですけれども、特に災害時は、ライフラインが復旧するのが、最低でも大体1週間、完全復帰までに1カ月かかるというのが常識の世界でありますから、そのときに、国民あるいは被災者に届くというのは2つの意味があって、電波が届くということと、コンテンツが届くということと、もう一つは、それを受ける物理的なファシリティがある、つまり、ラジオがあるということが前提になるわけなんですけれども、実際問題として、今、普及度合いといったときに、ラジオを持っている人がどれくらいいるのかという観点は忘れてはいけないだろうと思います。そうでないと、昔ほど通信媒体として普及していない。それから、ラジオを持っていても、ライフラインが復旧していませんから、乾電池がないと聞けないわけですし、だめ。それを考えたときに、もう一つの媒体というか、デバイスとして、今はやっているというか、普及度合いのあるスマホあるいは携帯電話というのは、事業者が推進しなくても、皆さん、買っているわけですね。そういった観点から、最終的な目的は、特に災害時において届く、そして受け取れるということをお前提にするのであれば、ラジオ放送だけではなく、例えば今言ったようなデバイスで受信させることについても、御省としても、国としても考えていくべきではないかと思

うんですけれども、この点はいかがなんでしょうかというのが1つ目です。

というのは、先ほど、民間の事業者の投資の動機という話がありましたけれども、あんまり使われないもの、あんまり将来性がないというか、どちらかというところ、万が一のためのものにどんどん投資していくということは、民間業者としては、あんまりないと思うんですね。やっぱり、基本的には、成長するものに向けて投資しますので、そういった観点。

もう1点は、同じ意味かもしれませんが、今回の熊本の例を1つの奇禍として、全国各地のテレビ局のアンテナに、災害が起きた場合どうするかというような、いわゆるBCP、ビジネス・コンティニューイティ・プランみたいなのがつくられているのでしょうか、あるいは、その点について、国として、しかるべき指導、支援はしているんでしょうかというのが2点目です。

よろしくをお願いします。

○吉田会長 お願いいたします。

○吉田大臣官房審議官 まず1点目ですが、ラジオの端末の問題については、確かに、一般家庭へのラジオの普及がどうかというと、昔ほど高くない可能性はございます。今……。

○櫻田委員 すみません、ちょっと聞こえないんですけれども。

○吉田大臣官房審議官 1点目のラジオのものにつきましては……。

○櫻田委員 完全に切れました。

○吉田会長 切れましたか。

○櫻田委員 全く聞こえないんですが。

○吉田会長 聞こえますでしょうか？ 聞こえない。

(ビデオ会議システム不調につき、一時中断・再開)

○櫻田委員 久恒さんのお話の途中で、吉田さんのお話を聞いているところでしたでしょうか。

○吉田会長 はい、回答が始まったところです。端末の問題です。

○櫻田委員 では、よろしくお願いします。

○吉田大臣官房審議官 審議官の吉田でございますが、ご質問のお答えをさせていただきます。

まず、端末の件につきましては、実際に災害が起こった場合につきまして、例えば先般の熊本の場合などでは、避難所に対しまして、総務省が保管しているもの、あるいは民間事業者の協力なども得まして、ラジオの端末をお持ちでない方には、ラジオの配布といったこともやらせていただいております。その場合は乾電池とセットにしてということもしております。本来であれば、各ご家庭で、非常時のことも含めて、ラジオをお持ちであるのが非常に望ましい状況かとは思いますが、そうでない場合には、補完的に避難所に配布をさせていただくということもやらせていただいております。

あと、実は私どもで、今、大臣主催の諸課題に関する検討会を開いておりまして、一部の分科会の報告書、パブリックコメントをかせさせていただいているんですけれども、その中で提示させていただいておりますのは、非常時に役立つためには、ふだん使いが重要であるということで、まさに、ふだんからのサービスを充実させて、ふだんもラジオを聞いていただけるような環境を整えていき、一朝事があったときに、災害にも役に立つ。そういう環境をラジオ業界、放送全体として進めていくことは重要ではないかという、提言案というのはそんな点も含まれておりまして、そういうものを踏まえまして、今ご指摘のような問題意識も念頭に置きながら、政策推進を進めていきたいと思っております。

もう1点、スマホですとか通信系のサービスも活用すべきではないかというご意見がございましたが、まさにご指摘のとおりでございます。総務省といたしましては、さまざまな手段、放送や通信、いろいろなチャンネルが重疊的に

国民の皆さんに届いて、どれか1つのチャンネルでも、災害に必要な情報が届く、そういう環境をつくっていくことは重要であると思っております。例えば、その中で言いますと、コンテンツなどについても、場合によりましたら、放送事業者が流すコンテンツを、非常時にはネット系の事業者などにも提供するといったようなことも必要な場合もあると思えます。そのあたりも含めまして、このあたりは事業者相互間の調整が必要な面もございますけれども、そういう点も、とにかく、被災者あるいは地域の住民に対して必要な情報が届くような環境に引き続き取り組んでいく必要はあろうかと思っております。

2点目でございますけれども、現在、各放送事業者がどのようなBCPを持っているかということについて、今、手持ちで情報を持ち合わせておらないんですけれども、各放送事業者は、それについて取り組みは行っているとは認識しております。また確認いたしまして、必要な情報についてはご提供申し上げたいと思えます。

○吉田会長 よろしいですか。

○櫻田委員 吉田さん、どうもありがとうございました。

○吉田会長 多彩なご意見をたくさんいただきましたが、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、皆様からご意見をちょうだいいただきましたが、基本的に、諮問の中身の変更を要するようなコメントではなかったかと思えますので、諮問第6号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 櫻田委員も賛成ということで、それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

では、以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。職員の皆様は退出

をお願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日は、これにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催は平成29年6月9日金曜日の15時30分からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。いつもより30分おくれた15時30分の開始です。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

櫻田委員、どうもありがとうございました。

○櫻田委員 ありがとうございました。